

鈴鹿市立学校の管理に関する規則及び鈴鹿市立幼稚園の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第4号

鈴鹿市立学校の管理に関する規則及び鈴鹿市立幼稚園の管理に関する規則の一部を改正する規則

(鈴鹿市立学校の管理に関する規則の一部改正)

第1条 鈴鹿市立学校の管理に関する規則(平成14年鈴鹿市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(施設設備の貸与) 第33条 施設設備の貸与については、 <u>鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例</u> (昭和28年鈴鹿市条例第4号)の例による。	(施設設備の貸与) 第33条 施設設備の貸与については、 <u>鈴鹿市立学校施設使用条例</u> (昭和28年鈴鹿市条例第4号)の例による。

(鈴鹿市立幼稚園の管理に関する規則の一部改正)

第2条 鈴鹿市立幼稚園の管理に関する規則(平成14年鈴鹿市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(施設設備の貸与) 第22条 施設設備の貸与については、 <u>鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例</u> (昭和28年鈴鹿市条例第4号)の例による。	(施設設備の貸与) 第22条 施設設備の貸与については、 <u>鈴鹿市立学校施設使用条例</u> (昭和28年鈴鹿市条例第4号)の例による。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。